

飲用井戸の設置者・管理者・使用者の皆様へ

飲用井戸の衛生管理について

～あなたの井戸水は安全ですか？～

井戸水は、水道水に比べ、細菌や有害物質に汚染されやすく、大きな事故につながる可能性があります。地域によっては、肥料や生活排水の影響で「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」が国の基準を超えて検出される場合があります。また、地質的要因から「ヒ素及びその化合物」が国の基準を超えて検出される場合があります。

飲用井戸を設置している方や管理している方は、自己の責任で、井戸の点検や水質検査等の衛生管理を行わなければなりません。

このパンフレットを参考に、あなたの井戸水の安全確保に努めましょう。

■井戸水を飲むにあたって

1 井戸を適切に管理しましょう

☆水が汚染されないための措置

井戸やその周辺に人や動物がみだりに立ち入らないように、柵を設け、鍵をかけるなど、適切な措置を講じましょう。

☆井戸や周辺を清潔に保つ

井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽など）やその周辺を点検し、いつも清潔にしておきましょう。

2 水質検査を行いましょ

「おいしい水」が「安全な水」とはかぎりません。

定期または臨時に水質検査を行い、基準に適合していることを確認しましょう。

3 水の汚染が判明したら

☆健康危害のおそれが発生したら

井戸水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、利用者に知らせるとともに、保健所に連絡しましょう。

☆水質検査結果が不適だったら

水質検査の結果、基準を超える汚染がわかった場合や、有害物質（人の健康の保護に関する項目）が検出された場合は、飲用を止め、保健所に連絡しましょう。



水質検査項目（51項目）の解説

★基本的検査項目（12項目）

1	一般細菌	基準	100 集落数/mL 以下
一般細菌は、地下水・土壌・食品・空气中に広く存在します。著しく増加した場合は、何らかの汚染の可能性がります。			
2	大腸菌	基準	検出されないこと
人や動物の大腸など消化管に生息しているので、ふん便による汚染の指標になります。検出された場合は、病原菌が存在するおそれがあります。			
3	亜硝酸態窒素	基準	0.04mg/L 以下
乳幼児にメトヘモグロビン血症を発症させることがないように定められた硝酸態窒素との合計量とは別に、単独で基準値が定められています。			
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準	10mg/L 以下
自然界に広く存在しますが、特に肥料や生活排水などが汚染源となります。高濃度に摂取すると、乳幼児がメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。			
5	鉄及びその化合物	基準	鉄の量に関して 0.3 mg/L 以下
古くなった配管の鉄サビが原因で「赤水」となり、洗濯物が着色したり、味が悪くなったりします。			
6	塩化物イオン	基準	200 mg/L 以下
自然界の水には多少含まれていますが、下水・家庭排水・ふん尿などの混入により増加します。また、海水の混入にも影響されます。			
7	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	基準	3mg/L 以下
土壌に由来するほか、下水・家庭排水・ふん尿などの混入により増加します。水質汚染に関連する総括的な指標となる項目です。			
8	pH 値	基準	5.8～8.6
7は中性を示します。何かか混入した場合は、敏感に変動するので、何らかの異常が発生したことを知ることができます。			
9	味	基準	異常でないこと
臭気と同様、異常な味がするという事は、水が汚染されたという危険信号です。すぐに原因を究明する必要があります。			
10	臭気	基準	異常でないこと
味と同様、異常な臭いがするという事は、水が汚染されたという危険信号です。すぐに原因を究明する必要があります。			
11	色度	基準	5度以下
色の度合いを数値に表したものです。着色した水が出た場合は、何らかの異常が発生した可能性があり、原因を究明する必要があります。			
12	濁度	基準	2度以下
濁りの度合いを数値に表したものです。濁った水が出た場合は、何らかの異常が発生した可能性があり、原因を究明する必要があります。			

★その他の検査項目（39項目）

☆人の健康の保護に関する項目（検出された場合は保健所に連絡しましょう。）

区分	項目	基準
金属類	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/L 以下 水銀の量に関して 0.0005 mg/L 以下 セレンの量に関して 0.01 mg/L 以下 鉛の量に関して 0.01 mg/L 以下 ヒ素の量に関して 0.01 mg/L 以下 六価クロムの量に関して 0.05 mg/L 以下
その他の無機物	シアン化物イオン及び塩化シアン フッ素及びその化合物 ホウ素及びその化合物	シアンの量に関して 0.01 mg/L 以下 フッ素の量に関して 0.8 mg/L 以下 ホウ素の量に関して 1.0 mg/L 以下
有機物 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン	0.002 mg/L 以下 0.05 mg/L 以下 0.04 mg/L 以下 0.02 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下
消毒副生成物等	塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド	0.6 mg/L 以下 0.02 mg/L 以下 0.06 mg/L 以下 0.04 mg/L 以下 0.1 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 0.1 mg/L 以下 0.2 mg/L 以下 0.03 mg/L 以下 0.09 mg/L 以下 0.08 mg/L 以下

☆臭味や外観など生活利用上障害を生ずるおそれのある項目

区分	項目	基準
金属類	亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 銅及びその化合物 マンガン及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/L 以下 アルミニウムの量に関して 0.2 mg/L 以下 銅の量に関して 1.0 mg/L 以下 マンガンの量に関して 0.05 mg/L 以下
その他の無機物	ナトリウム及びその化合物 カルシウム, マグネシウム等（硬度） 蒸発残留物	ナトリウムの量に関して, 200 mg/L 以下 300 mg/L 以下 500 mg/L 以下
その他の有機物	陰イオン界面活性剤 非イオン界面活性剤 フェノール類	0.2 mg/L 以下 0.02 mg/L 以下 フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下
カビ臭物質	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下 0.00001 mg/L 以下

■水質検査をするにあたって

厚生労働省で基準を設けている水質基準項目は全部で51項目あり、これらには「基本的検査項目」と「その他の検査項目」があります。

1 給水開始前の水質検査

安全確認のため、全項目の水質検査を行いましょ。

2 定期の水質検査

定期の水質検査は1年に1回以上は行いましょ。

基本的検査項目	飲用するにあたり、必要最小限の項目
その他の検査項目	周辺に汚染源として心配されるものがある場合に行う項目（ヒ素や揮発性有機化合物など）

3 臨時の水質検査

井戸水に異常が認められたときは、水質基準項目のうち必要な項目について臨時の水質検査を行いましょ。

■水質検査の申込みは

検査は、厚生労働大臣登録水質検査機関へお申込みください。新潟県内には次の検査機関があります。料金、採水方法はあらかじめ検査機関へお問合せください。

名称	所在地	電話番号
一般財団法人 新潟県環境衛生研究所	燕市吉田東栄町8-13	0256-93-4509
一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所	長岡市新産2-12-7	0258-46-7151
一般財団法人 上越環境科学センター	上越市下門前1666	025-543-7664
一般財団法人 下越総合健康開発センター	新発田市本町4-16-83	0254-24-1145
一般社団法人 県央研究所	三条市吉田1141甲	0256-34-7072
株式会社 新環境分析センター	新潟市江南区祖父興野268-1	025-284-6505
株式会社 江東微生物研究所	新潟市中央区鳥屋野463-2	025-280-9381

(令和元年7月1日現在 厚生労働大臣登録名簿順)

＜井戸水に関するご相談は＞
新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係
〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3-3-11
新潟市総合保健医療センター3F
TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673
E-mail kankyoeisei@city.niigata.lg.jp